



平成 22 年 11 月 5 日

各 位

会社名 日本製粉株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 澤田 浩
(コード番号2001 東証1部、大証1部、札証)
問合せ先 広報部長 満生 潔
(TEL. 03-3350-3900)

オーケー食品工業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、オーケー食品工業株式会社（コード番号 2905、ジャスダック、以下、「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式（以下、「対象者株式」といいます。）12,385,000 株（対象者公表の平成 22 年 11 月 5 日付「平成 23 年第 2 四半期決算短信」に記載された、対象者の平成 23 年 3 月期第 2 四半期末発行済株式数（自己株式を含む）37,181,410 株）から平成 23 年 3 月期第 2 四半期末自己株式数（104,741 株）を控除した数（37,076,669 株、以下、「基準対象者株式数」といいます。）に対する所有株式の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）：33.40%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下同じ。）を保有する筆頭株主であり、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、当社による対象者の連結子会社化を目的として、対象者株式 6,524,000 株（基準対象者株式数に対する割合：17.60%。以下、「買付予定数の上限」といいます。）を応募株券等の買付け予定数の上限とする公開買付けを実施いたします。本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。本公開買付け終了後、当社は対象者株式 18,909,000 株（株式所有割合：51.00%）を保有する予定です。

なお、対象者によれば、対象者は、平成 22 年 11 月 5 日開催の取締役会において、当社の連結子会社となることが、対象者の今後の持続的成長を確たるものにし、対象者の総株主の

利益に資するとの判断により、対象者取締役 9 名のうち出席した 8 名の取締役全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。当該取締役会決議においては、対象者の取締役のうち、今井孝二氏は、当社の常務執行役員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、当該決議に関する議案の審議及び決議には参加しておらず、その他対象者内部における本公開買付けの検討にも一切参加していないとのことです。また、対象者の代表取締役である東久保正興氏は、昭和 44 年から平成 19 年まで公開買付者に勤務していた経歴を有していますが、本公開買付けに関する意見の表明につき、特別な利害関係を有するものでないことを取締役会として確認のうえ、上記のとおり今井孝二氏を除く取締役 8 名で決議したことです。なお、対象者の監査役 3 名は全員取締役会に出席しており、上記取締役の対象者取締役会への出席の当否を含め、対象者取締役会の決議により本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに対して、いずれの監査役からも特に異議は述べられていないとのことです。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由

当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、「当社グループ」といいます。）は、製粉事業をコアビジネスに、プレミックスなどを扱う食材事業、パスタや家庭用グロサリーなどを扱う加工食品事業、弁当や惣菜を扱う中食事業、冷凍生地や冷凍パスタを中心とした冷凍食品事業を柱とした食品事業を幅広く展開しています。さらに、健康食品、自然化粧品などを扱うヘルスケア事業、ペットケア事業、バイオ関連事業も含めた各事業が有機的に連携した多角化を進め、グループの拡大を図っています。

当社グループは、平成 14 年 4 月以降 3 次にわたる中期経営計画において、グローバルな多角的食品企業を目指し、一貫して事業構造の改革と収益基盤の強化・業容拡大による収益の伸長に取り組み、持続的企業成長のための基礎固めを推進してまいりました。その成果として、平成 13 年度と平成 21 年度との比較で、連結売上高は 2,079 億円から 2,616 億円へ、連結営業利益は 38 億円から 125 億円へと、大きな成長を達成することができました。しかしながら、今日の食品業界を取り巻く事業環境は、販売競争の激化、食の安全・安心に対する消費者からのより一層の要求の高まりに加え、食品原材料の安定確保競争やそれに伴う価格変動、関連諸制度の変更など、今後更に厳しいものになることが想定されます。

こうした背景の下、当社グループは、過去の成果に安住することなく、厳しい事業環境を敢えてチャンスと捉え、グループの持続的成長（Sustainable Growth）をより確かなものとするために、平成 22 年 4 月を起点とする「10/11 中期経営計画 SG130」を策定しました。

「10/11 中期経営計画 SG130」では、変化が大きく不透明な事業環境であることから、その対象期間を平成 22 年度及び平成 23 年度の 2 年間とし、この期間中、グループの持続的成長の前提となる企業力の積極的な強化を図り、計画終了時における連結売上高 3,000 億円、連結営業利益 130 億円、EBITDA（税引前償却前営業利益）200 億円の達成を目指しております。

一方、対象者は、油あげ及びあげ加工品の製造及び販売を行っており、地域性に応じた商品を提供する多品種少量生産の技術を強みとし、地盤である九州を基点に業務用味付け油あげ事業国内トップシェアの地位を築き上げてまいりました。対象者は、「油あげ」という日本の伝統食を普及させることによって、人の心身の健康維持に貢献したいと考えており、また、科学的効能などの機能性を持った大豆の価値創造を通して、お客様や取引先様にご満足

いただける商品づくりを行い、株主や投資家の皆様にとりましてもご安心いただけるよう業績の向上に努め、地域との調和を図ることで地域から愛される企業を目指しております。

当社と対象者は、平成15年9月30日に当社が対象者の優先株式を株式会社西日本銀行(現株式会社西日本シティ銀行)から取得し、平成15年10月に業務資本提携契約を締結して以来、営業・技術・人材面の協力を進めており、互いの顧客基盤を活用した商品の販売チャネルの拡大をはじめ、対象者が有する大豆関連技術及び当社グループが有する製粉・食品関連技術を活用した商品開発等を実施してまいりました。そして、平成17年6月に食品市場への提案力を強化することを目的として、対象者株式を追加取得し、対象者を当社の持分法適用関連会社といたしました。

しかしながら、昨今、少子高齢化・人口減による食品市場規模の縮小、原油価格や食品原材料価格の変動、食品の安全・安心に対する消費者の関心の高まりなど、両社を取り巻く環境は大きく変化してきております。このような状況のなか、平成22年4月頃から両社の事業基盤の更なる強化と業容の拡大による企業価値の最大化を実現するための施策について当社及び対象者において協議を始め、その後において議論・検討を重ねた結果、以下のシナジーを早急に享受するべく、資本関係をより一層強化して対象者を当社グループの一員として明確に位置づけるべく連結子会社とし、両社の連携関係を速やかに強化することが必要であるとの認識で一致しました。

当社といたしましては、食品市場への提案力を強化するため、大豆食品を主力製品とする対象者への資本参加を行い現在に至っておりますが、今般の対象者の連結子会社化は、当社の現在の中期経営計画である「10/11中期経営計画 SG130」における事業構造・事業ポートフォリオの再検証の一環として位置づけられ、新たな事業領域への進出、成長性のある事業領域への経営資源の選択的・集中的な投入を推進する上で、大きな意義があると捉えています。また、中食・外食用食材事業分野の拡大や調理食品事業の拡充、大豆関連事業とのコラボレーションといったシナジーが図られるというメリットも期待されます。

一方、対象者においては、事業環境が激しさを増す中、当社の連結子会社となることにより、以下のようなシナジーが期待されます。

- ① 当社グループがこれまで培ってきた品質管理に関するノウハウを共有することで、消費者からの食品の安全・安心に対する一層の期待に応えていく体制を強化することが可能となる。
- ② 当社グループが有する研究開発機関である中央研究所、及び加工技術研究所の有効活用により、対象者の研究開発力の強化、及び新たな製品群の開発が見込める。
- ③ 当社グループとの共同購買、及び共同物流を推進し、コスト競争力の一層の強化を図ることが可能となる。
- ④ 当社グループが有する環境関連問題に関する取り組みのノウハウを活用することにより、環境問題への対応力の強化を図ることができる。
- ⑤ 当社グループとの人材交流を進めることにより、人材育成の一層の充実を期待することができる。

以上のことと総合的に勘案し、当社は、本公開買付けによる対象者の連結子会社化が、対

象者の今後の持続的成長を確たるものにし、対象者の総株主の利益に資するとの判断により、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

当社は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した、本公開買付けにおける当社のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下、「大和証券キャピタル・マーケッツ」といいます。）に対し、平成22年8月頃に対象者の株式価値の分析を依頼し、大和証券キャピタル・マーケッツより株式価値分析報告書（以下、「本株式価値分析報告書」といいます。）を取得いたしました。

大和証券キャピタル・マーケッツは、本公開買付けにおける分析手法を検討した結果、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカウンティング・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）の各分析を用いて、対象者の株式価値分析を行いました。本株式価値分析報告書によると、採用した分析及び当該分析によって得られた対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。

市場株価分析	90円～109円
類似会社比較分析	92円～128円
DCF分析	114円～151円

当社は、本株式価値分析報告書の分析結果を参考として本公開買付価格について検討し、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者との本公開買付価格を含めた協議・交渉内容に基づく対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株主の本公開買付けへの応募の見通し及び対象者株式のおおむね6ヶ月間及び直近の市場株価の動向等を総合的に勘案した結果、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に一定程度のプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえて、平成22年11月5日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり123円と決定いたしました。

なお、対象者によれば、対象者は、対象者及び当社から独立した第三者算定機関である江口克哉公認会計士事務所より、独自に株式価値算定書を取得したことです。当該株式価値算定書によれば、対象者株式の株式価値算定に用いた手法は、市場株価法、類似会社比準方式及びディスカウンティング・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）であり、それぞれの手法を用いて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りとのことです。

市場株価法	95円～111円
類似会社比準方式	111円～125円
DCF法	110円～124円

対象者は、上記の株式価値の算定結果等を慎重に検討した上で、平成22年11月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、以上の本公開買付けの諸手続きを含む対象者取締役会の意思決定方法等に関して、対象者のリーガルアドバイザーである羽田野総合法律事務所より法的助言を得ているとのことです。

(3) 本公開買付け後の経営方針

①当社と公開買付者との間の業務提携の推進

当社と対象者とは、本公開買付けにおいて、当社が本公開買付けの買付予定数に相当する対象者株式を取得することを停止条件とする業務提携契約を、平成 22 年 11 月 5 日付で締結しております。当該契約は、対象者による次期「中期経営計画」(対象期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日) の策定に当社が関与するとともに、策定された計画の達成に向けて両社が協力していくとの内容を含んでいます。

②資本政策・経営体制に関する方針

当社は、対象者株式の上場を維持し、対象者の上場会社としての自主的な経営を保持しつつ当社と対象者との関係強化を推進することが両社の企業価値向上にとって効果的であると考えております。このため、当社は、本公開買付け後において、対象者の資本政策に重大な変更を加えることは予定しておりません。また、対象者の役員の構成(現在、当社の常務執行役員 1 名が対象者の社外取締役を兼任しております。)、経営方針及び事業内容に重大な変更を加えることも予定しておりません。

(4) 本公開買付け等の後対象者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容

当社は、対象者を連結子会社とすることを企図しており、本公開買付けによりその目的を達した場合には、地域に根差した企業として自主的な経営を保持していただくため、対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。但し、当社は、対象者を連結子会社化する意向を有しておりますので、仮に、本公開買付けによって十分な株式数を取得できなかつた場合には、市場買付けを含む適切な方法により対象者株式を追加で取得することの可否を検討することを予定しておりますが、かかる検討の結果により、本公開買付けの応募状況・対象者株式の市況状況等を総合的に考慮の上、合理的な範囲で対象者株式を追加で取得する可能性があります。

(5) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無について

現在、対象者株式は、株式会社大阪証券取引所(以下、「大阪証券取引所」といいます。)の開設する JASDAQ 市場(以下、「JASDAQ」といいます。)に上場しておりますが、当社は、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針です。従いまして、本公開買付けにおいては買付予定の株券等に上限(6,524,000 株。基準対象者株式数に対する割合割合：17.60%)を設定しております。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①名称	オーケー食品工業株式会社
②所在地	福岡県朝倉市小田 1080 番地 1
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 東久保 正興
④事業内容	味付け揚げの製造販売

⑤資本金	1,859 百万円 (平成 22 年 6 月末現在)	
⑥設立年月日	昭和 52 年 9 月 2 日	
⑦大株主及び持株比率 (平成 22 年 3 月末現在)	日本製粉株式会社 三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理 サービス信託銀行株式会社) 株式会社西日本シティ銀行 株式会社西日本総合リース 西日本ユウコー商事株式会社 甘木共栄会 オーケー食品工業従業員持株会 日本澱粉工業株式会社 広田 穎利 高梨 嘉嗣	33.31% 13.36% 4.66% 4.55% 3.28% 3.07% 1.54% 1.39% 1.28% 1.19%
⑧上場会社と対象者の関係		
イ. 資本関係	当社は対象者の発行済株式総数 (37,181,410 株) の 33.31%に相当する普通株式を 12,385,000 株保有しております。	
ロ. 人的関係	対象者の取締役のうち、今井孝二氏は当社の常務執行役員を兼任しております。なお、平成 22 年 11 月 5 日現在、当社より対象者へ 2 名職員を出向させております。	
ハ. 取引関係	当社グループは、対象者との間で味付け油あげ等の取引を行っております。	
ニ. 関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当しております。	

(注 1) 代表取締役である東久保正興は、昭和 44 年から平成 19 年まで公開買付者に勤務していた経歴を有しています。

(注 2) 持株比率は、平成 22 年 3 月末現在の対象者の発行済株式総数に対する所有株式の割合を指します。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成 22 年 11 月 5 日 (金)
公開買付開始公告日	平成 22 年 11 月 8 日 (月) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付け届出書提出日	平成 22 年 11 月 8 日 (月)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 11 月 8 日 (月) から平成 22 年 12 月 20 日 (月) まで (30 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性
該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、123 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した、本公開買付けにおける当社のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券キャピタル・マーケッツに対し、平成 22 年 8 月頃に対象者の株式価値の分析を依頼し、大和証券キャピタル・マーケッツより本株式価値分析報告書を取得いたしました。

大和証券キャピタル・マーケッツは、本公開買付けにおける分析手法を検討した結果、市場株価分析、類似会社比較分析及び DCF 分析の各分析を用いて、対象者の株式価値分析を行いました。本株式価値分析報告書によると、採用した分析及び当該分析によって得られた対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。

市場株価分析	90 円～109 円
類似会社比較分析	92 円～128 円
DCF 分析	114 円～151 円

市場株価分析では、対象者の評価基準日を平成 22 年 11 月 2 日として、直近 6 ヶ月間の株価を参照することで 1 株当たり株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値を 90 円から 109 円と分析いたしました。

類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 92 円から 128 円と分析いたしました。

DCF 分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて、企業価値や株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値を 114 円から 151 円と分析いたしました。

当社は、本株式価値分析報告書の分析結果を参考として本公開買付価格について検討し、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者との本公開買付価格を含めた協議・交渉内容に基づく対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株主の本公開買付けへの応募の見通し及び対象者株式のおおむね過去 6 ヶ月間及び直近の市場株価の動向等を総合的に勘案した結果、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に一定程度のプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえて、平成 22 年 11 月 5 日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 123 円に決定いたしました。

また、本公開買付価格 123 円は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 22 年 11 月 4 日の対象者株式の JASDAQ における終値 94 円に 30.85% (小数点以下第三位四捨五入、以下同じ。)、平成 22 年 11 月 4 日までの JASDAQ における対象者

株式の終値の過去1ヶ月平均値96円（小数点以下四捨五入、以下、株価の計算において同様に計算しております。）に対して28.13%、平成22年11月4日までのJASDAQにおける対象者株式終値の過去3ヶ月平均値98円に対して25.51%、平成22年11月4日までのJASDAQにおける対象者株式の終値の過去6ヶ月平均値98円に対して25.51%のプレミアムを加えた金額となります。

② 算定の経緯

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した、本公開買付けにおける当社のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券キャピタル・マーケッツに対し、平成22年8月頃に対象者の株式価値の分析を依頼し、大和証券キャピタル・マーケッツより本株式価値分析報告書を取得いたしました。

大和証券キャピタル・マーケッツは、本公開買付けにおける分析手法を検討した結果、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各分析を用いて、対象者の株式価値分析を行いました。本株式価値分析報告書によると、採用した分析及び当該分析によって得られた対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。

市場株価分析	90円～109円
類似会社比較分析	92円～128円
DCF分析	114円～151円

当社は、本株式価値分析報告書の分析結果を参考として本公開買付価格について検討し、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者との本公開買付価格を含めた協議・交渉内容に基づく対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株主の本公開買付けへの応募の見通し及び対象者株式のおおむね過去6ヶ月間及び直近の市場株価の動向等を総合的に勘案した結果、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に一定程度のプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえて、平成22年11月5日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり123円に決定いたしました。

なお、対象者によれば、対象者は、対象者及び当社から独立した第三者算定機関である江口克哉公認会計士事務所より、独自に株式価値算定書を取得したとのことです。当該株式価値算定書によれば、対象者株式の株式価値算定に用いた手法は、市場株価法、類似会社比準方式及びDCF法であり、それぞれの手法を用いて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りとのことです。

市場株価法	95円～111円
類似会社比準方式	111円～125円
DCF法	110円～124円

対象者は、上記の株式価値の算定結果等を慎重に検討した上で、平成22年11月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、以上の本公開買付けの諸手続きを含む対象者取締役会の意思決定方法等に関して、対象者のリーガルアドバイザーである羽田野総合法律事務所より法的助言を得ているとのことです。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である大和証券キャピタル・マーケッツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

（5）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,524,000 株	一株	6,524,000 株

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（6,524,000 株）以下のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（6,524,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続きに従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、法令の手続きに従い当該株式を買い取ります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における当社の所有株券等に係る議決権の数	12,385 個	(買付け等前における株券等所有割合 33.40%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	306 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.83%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	6,524 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.83%)
対象者の総株主の議決権の数	34,971 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けの買付予定数（6,524,000 株）に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計（なお、府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき法 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算から除外される者（以下、「小規模所有者」といいます。）が保有する株券等に係る議決権（合計 120 個）を除きます。）を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 22 年 8 月 12 日提出の平成 23 年 3 月期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の議決権の数（34,971 個）です。ただし、対象者公表の平成 22 年 8 月 30 日付「主要株主の異動に関するお知らせ」によれば、対象者の第一回優先株式は同日付で普通株式に転換されており、

また、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者公表の平成 22 年 11 月 5 日付「平成 23 年第 2 四半期決算短信」に記載された、対象者の平成 23 年 3 月期第 2 四半期末（平成 22 年 9 月 30 日）発行済株式数（自己株式を含む）（37,181,410 株）から平成 23 年 3 月期第 2 四半期末自己株式数（104,741 株）を控除した数（37,076,669 株）に係る議決権の数である 37,076 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

（注 4）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7）買付代金

802 百万円

（注）買付代金は、本公開買付の買付予定数（6,524,000 株）に 1 株あたりの買付価格（123 円）を乗じた金額を記載しております。

（8）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 22 年 12 月 28 日（火）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合には、その常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります）、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

（9）その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限（6,524,000 株）以下のときは、応募株券等の全部の買付等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（6,524,000 株）を超

える場合は、その超える部分の全部または一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（1,000株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方法により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1号3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

当社は、本公開買付けによる対象者株券等の取得につき、平成21年6月10日法律第51号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めにより、公正取引委員会に事前届出を提出する必要があり、当該届出が受理された日から30日を経過するまで（以下、「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。当社は、本日付でかかる事前届出を公正取引委員会に提出しており、同日付でかかる事前届出が受理されており、待機期間は平成22年12月5日に終了する予定です。本公開買付けによる対象者株券等の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一

部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、及び、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交

付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接又は間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接又は間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接又は間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

（10）公開買付開始公告日

平成22年11月8日（月曜日）

（11）公開買付代理人

大和証券キャピタル・マーケット株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

3. 公開買付後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」を参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けが当社グループの平成 23 年 3 月期連結業績に与える影響については、軽微と見込んでおります。本公開買付けにより、対象者が当社の連結子会社となった場合、公開買付期間末日の翌日である平成 22 年 12 月 21 日に子会社の異動に関するお知らせをする予定です。

4. その他

(1) 当社と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、平成 22 年 11 月 5 日開催の取締役会において、当社の連結子会社となることが、対象者の今後の持続的成長を確たるものにし、対象者の総株主の利益に資するとの判断により、対象者取締役 9 名のうち出席した 8 名の取締役全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。当該取締役会決議においては、対象者の社外取締役のうち、今井孝二氏は、当社の常務執行役員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、当該決議に関する議案の審議及び決議には参加しておらず、その他対象者内部における本公開買付けの検討にも一切参加していないとのことです。また、対象者の代表取締役である東久保正興氏は、昭和 44 年から平成 19 年まで公開買付に勤務していた経歴を有していますが、本公開買付けに関する意見の表明につき、特別な利害関係を有するものでないことを取締役会として確認のうえ、上記のとおり今井孝二氏を除く取締役 8 名で決議したとのことです。なお、対象者の監査役 3 名は全員取締役会に出席しており、上記取締役の対象者取締役会への出席の当否を含め、対象者取締役会の決議により本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに対して、いずれの監査役からも特に異議は述べられていないとのことです。

また、当社と対象者とは、本公開買付けにおいて、当社が本公開買付けの買付予定数に相当する対象者株式を取得することを停止条件とする業務提携契約を、平成 22 年 11 月 5 日付で締結しております。当該契約は、対象者による次期「中期経営計画」(対象期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日) の策定に当社が関与するとともに、策定された計画の達成に向けて両社が協力していくとの内容を含んでいます。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の事項

①対象者は、平成 22 年 11 月 1 日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下の通りですが、これらは、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。

(対象者による公表内容)

最近の業績動向を踏まえ、平成 22 年 8 月 6 日に公表した業績予想を下記の通り、修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

平成 23 年 3 月期第 2 四半期（累計）個別業績予想数値の修正

（平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期 純利益	1 株当たり 四半期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 4,200	百万円 100	百万円 70	百万円 20	円 錢 0.48
今回発表予想 (B)	4,281	50	23	1	0.03
増減額 (B-A)	81	△49	△46	△18	-
増減率 (%)	1.9	△49.1	△66.1	△94.6	-
（ご参考） 前期第 2 四半期実績 (平成 22 年 3 月期 第 2 四半期)	4,486	271	257	140	3.90

平成 23 年 3 月期個別業績予想数値の修正（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期 純利益	1 株当たり 四半期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 8,700	百万円 300	百万円 280	百万円 150	円 錢 4.09
今回発表予想 (B)	8,700	250	200	100	2.82
増減額 (B-A)	0	△50	△80	△50	-
増減率 (%)	-	△16.7	△28.6	△33.3	-
（ご参考）前期実績 (平成 22 年 3 月期)	8,789	451	418	384	10.73

修正の理由

第 2 四半期累計期間では、売上高につきましては、概ね前回予想どおりの数値を見込んでおります。

利益につきましては、消費の低迷及び価格競争激化による採算の悪化及び夏場の猛暑による生産性の低下等により営業利益を 49 百万円、経常利益を 46 百万円、四半期純利益を 18 百万円それぞれ下方修正し、営業利益 50 百万円、経常利益 23 百万円、四半期純利益 1 百万円を見込んでおります。

通期では、第3四半期以降、既往先への当社製品の拡販や新規取引先への販路拡大を見込んでおり、また、生産性改善による収益の回復を見込んでおりますが、第2四半期累計期間の業績不振をカバーするまでには至らず、前回予想数値を下回る見込みであるため、修正いたします。

(注) 業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき算定しております。従いまして、実際の業績は様々な要因により、これらの予想値と異なる場合があります。

②対象者の平成23年3月期第2四半期決算短信の概要

対象者は、平成22年11月5日に、平成23年3月期第2四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

平成23年3月期（第44期） 第2四半期累計期間	
売上高	4,281,066千円
営業利益	50,888千円
経常利益	23,669千円
四半期純利益（四半期純損失）	1,065千円

1株当たりの状況

平成23年3月期（第44期） 第2四半期累計期間	
1株当たり四半期純損益	一円3銭
1株当たり配当額	一円
1株当たり純資産額	62円24銭

③当社の当期連結業績予想及び前期実績

当社は、平成22年5月14日に東京証券取引所、大阪証券取引所及び札幌証券取引所において平成22年3月期の決算短信を、平成22年11月5日に平成23年3月期第2四半期決算短信（平成23年3月期連結業績予想の修正を含む）をそれぞれ公表しております。当該公表資料に基づく当社連結の平成22年3月期の連結業績及び平成23年3月期連結業績見通しは以下の通りです。

	平成22年3月期	平成23年3月期（予想）
売上高	261,586百万円	255,000百万円
営業利益	12,549百万円	11,700百万円

経常利益	12,802百万円	11,700百万円
当期純利益	7,892百万円	7,000百万円
1株当たり当期純利益	47円23銭	41円88銭

以 上

- ・このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申し込みをされる際には、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主の皆様ご自身のご判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けにかかるいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・本書面に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成22年11月5日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から12時間を経過するまでは、オーケー食品工業株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。